

伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市地域生活支援事業実施要綱（平成25年伊勢原市告示第71号。以下「実施要綱」という。）第78条第3項の規定に基づき、福祉ホーム事業に係る運営等に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市福祉ホーム事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、実施要綱第77条第2項の規定により伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用承諾書を通知した事業者（以下「事業者」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業に要する経費の実支出額と別表に定める基準額を比較していずれか少ない額を当該福祉ホームの利用定員数で除した額に伊勢原市が援護の実施者となっている利用者数を乗じて得た額に、別表に定める加算額を加算した額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉ホーム事業補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 福祉ホーム入所者数月別計画（第3号様式）
- (3) 入居者に関する調書（第4号様式）

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第6条 交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金額を変更しようとする場合は、伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付（変更交付）申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市福祉ホーム事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 交付決定事業者は、交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は経費の配分変更若しくは事業の中止又は廃止をしようとする場合は、伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の理由若しくは中止又は廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて市長に提出しなけれ

ばならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果、事業の内容又は経費の配分の変更若しくは事業の中止又は廃止をすべきものと決定したときは、伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（申請取下げのできる期間）

第9条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付請求書（第9号様式）により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市福祉ホーム事業補助金実績報告書（第10号様式）により、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 福祉ホーム事業補助金経費所要額精算書（第11号様式）

(2) 福祉ホーム入所者・退所者等月別実績報告書（第12号様式）

(3) 入居者に関する報告書（第13号様式）

（補助金額の確定）

第12条 市長は、伊勢原市福祉ホーム事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の額の確定を行った結果、第5条の交付決定の額（第7条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市福祉ホーム事業補助金確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（届出事項の変更）

第13条 交付決定事業者は、住所又は所在地、名称又は代表者氏名若しくは管理人を変更したときは、文書により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

（伊勢原市精神障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱の廃止）

2 伊勢原市精神障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱（平成15年伊勢原市告示第63号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の伊勢原市在宅精神障害者社会復帰対策推進事業補助金交付

要綱に基づいて行った処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の福祉ホーム事業補助金経費所要額精算書(第11号様式)の様式は、平成20年度以後の補助金の実績報告について適用し、平成19年度の補助金の実績報告に係る福祉ホーム事業補助金経費所要額精算書の様式については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

福祉ホームの区分	補助基準額	補助対象経費
精神障害者福祉ホーム	基準額 月額227,670円×対象月数 加算額(入居者1人当たり) 月額48,000円×対象月数	施設を運営するために必要な 管理人の給料、共済費、顧問 医手当、各所営繕費、需用費 (消耗品・印刷製本費)、役 務費(通信運搬費)、使用料 及び賃借料、備品購入費

第1号様式（第4条関係）

伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

㊤

年度伊勢原市福祉ホーム事業補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

添付書類

- 福祉ホーム事業補助金所要額調書（第2号様式）
- 福祉ホーム入所者数月別計画（第3号様式）
- 入居者に関する調書（第4号様式）

第3号様式（第4条関係）

福祉ホーム入所者数月別計画

区 分	初日の在籍 入所者数 (当初申請)		初日の在籍 入所者数 (変更申請)		利 用 料 (全体)	
	全 体	伊勢原市	全 体	伊勢原市	件 数	金 額
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合 計						

伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市福祉ホーム事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、福祉ホーム事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。
- (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。
- (4) 事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。
- (5) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又はその一部を市に納入させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の属する日の会計年度の翌日から5年間保管しておかななければならない。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、5年を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。
- (10) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。
- (11) 精算の結果、補助事業に要した経費が減少し、補助基本額を下回ったときは、その下回った部分に相当する金額は返還しなければならない。
- (12) 補助金の交付時期は、 とする。

第6号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市福祉ホーム事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 変更交付決定額 円
(変更前の交付決定額 円)

2 交 付 条 件

- (1) 補助金交付決定通知書の2交付条件の(1)から(11)までを適用する。
- (2) 補助金の交付時期は、 とする。

第7号様式（第8条関係）

伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

次のとおり伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第8号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

第9号様式（第10条関係）

伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊞

交付決定のありました伊勢原市福祉ホーム事業補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市福祉ホーム事業補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市福祉ホーム事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第10号様式（第11条関係）

伊勢原市福祉ホーム事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

印

年度伊勢原市福祉ホーム事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	円
実績額	円
不用額	円

添付書類

- 福祉ホーム事業補助金経費所要額精算書（第11号様式）
- 福祉ホーム入所者・退所者等月別実績報告書（第12号様式）
- 入居者に関する報告書（第13号様式）

第12号様式（第11条関係）

福祉ホーム入所者・退所者等月別実績報告書

区 分	初日の在籍 入所者数		退所者数		利 用 料（全体）	
	全 体	伊勢原市	全 体	伊勢原市	件 数	金 額
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合 計						

第14号様式（第12条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市福祉ホーム事業補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |